

現行制度において既に認められている教育課程編成上の特例

○教育課程特例校・授業時数特例校

学校教育法施行規則

第 55 条の 2

文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法第 30 条第 1 項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条（中学校連携型小学校にあつては第 52 条の 3、第 79 条の 9 第 2 項に規定する中学校併設型小学校にあつては第 79 条の 12 において準用する第 79 条の 5 第 1 項）又は第 52 条の規定の全部又は一部によらないことができる。

（中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程に準用。）

第 85 条の 2

文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第 51 条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 83 条又は第 84 条の規定の全部又は一部によらないことができる。

（中等教育学校後期課程に準用。）

第 132 条の 2

文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第 72 条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 126 条から第 129 条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

学校教育法施行規則第 55 条の 2 等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成 20 年文部科学省告示第 30 号）

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 55 条の 2（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 85 条の 2（同令第 108 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 2 の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を次のように定める。

- 1 次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定の一部又は全部によらないで特別の教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、義務

教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）において、当該小学校等又は当該小学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校等又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程（以下この項及び次項において単に「特別の教育課程」という。）を編成して教育を実施する必要があり、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次項に定める基準を満たしていると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

- 一 小学校 学校教育法施行規則第 50 条第 1 項、第 51 条（同令第 52 条の 2 第 2 項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第 52 条の 3、同令第 79 条の 9 第 2 項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第 79 条の 12 において準用する同令第 79 条の 5 第 1 項）又は第 52 条の規定
- 二 中学校 学校教育法施行規則第 72 条、第 73 条（同令第 26 条第 3 項に規定する併設型中学校にあつては同令第 117 条において準用する同令第 107 条、同令第 74 条の 2 第 2 項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第 74 条の 3、同令第 75 条第 2 項に規定する連携型中学校にあつては同令第 76 条、同令第 79 条の 9 第 2 項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第 79 条の 12 において準用する同令第 79 条の 5 第 2 項）又は第 74 条の規定
- 三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第 79 条の 5 第 1 項又は第 79 条の 6 第 1 項において準用する同令第 50 条第 1 項若しくは第 52 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第 79 条の 5 第 2 項又は第 79 条の 6 第 2 項において準用する同令第 72 条若しくは第 74 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定
- 四 高等学校 学校教育法施行規則第 83 条又は第 84 条の規定
- 五 中等教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第 107 条又は第 108 条第 1 項において準用する同令第 72 条若しくは第 74 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第 108 条第 2 項において準用する同令第 83 条又は第 84 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定
- 六 特別支援学校 学校教育法施行規則第 126 条から第 129 条までの規定

2 前項の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 学校教育法施行規則第 52 条、第 74 条、第 84 条又は第 129 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領若しくは特別支援学校高等部学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項（以下この号及び次号において「内容事項」という。）が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合（当該学校の設置者が異なる場合にあつては、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。）にあつては、当該特別の教育課程全体を通じて、内容事項が適切に取り扱われていること。
- 二 特別の教育課程において、内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。
- 三 特別の教育課程において、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 四 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部

若しくは中学部において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。

五 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

3 第1項の指定に関して必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年4月1日において、現に構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第6条の規定による認定を含む。）を受けた構造改革特別区域計画に定められた構造改革特別区域研究開発学校設置事業として、学校教育法施行規則によらないで特別の教育課程を編成することが認められている小学校等は、文部科学大臣が、本告示により当該小学校等を指定したものとみなす。

附 則（平成27年文部科学省告示第53号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

○特別支援教育についての特例

学校教育法施行規則

第138条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）及び第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第140条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）及び第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが

適当なもの

第 141 条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

○学校において 2 以上の学年の児童（生徒）で編制する学級についての特例

小学校学習指導要領 第 1 章 総則（抜粋）

第 2 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

オ 学校において 2 以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

中学校学習指導要領 第 1 章 総則（抜粋）

第 2 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通事項

(1) 内容等の取扱い

エ 学校において 2 以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

○義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成二十七年文部科学省告示第五十五号）

- 1 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における小中一貫教育（小学校における教育及び中学校における教育を一貫して施す教育をいう。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように取り扱うものとする。
 - 一 義務教育学校の前期課程又は中学校併設型小学校において、学校教育法施行規則別表第二の二備考第三号の規定により各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「小学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該小学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。
 - 二 義務教育学校の後期課程又は小学校併設型中学校において、学校教育法施行規則別表第二の三備考第三号の規定により各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「中学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該中学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。
 - 三 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における指導については、次のように取り扱うものとすること。
 - イ 義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校と義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容については、小学校教科等又は中学校教科等の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること。
 - ロ 義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における指導の内容の一部については、義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。
 - ハ 義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容の一部については、義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校において当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。
 - ニ 義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における小学校教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。
 - ホ 義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における中学校教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。
- 2 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における教育課程は、次に掲げる要件を満たして編成するものとする。
 - 一 九年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること。
 - 二 学校教育法施行規則第五十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容と

して定められている事項（次号において「内容事項」という。）が、義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること。

三 内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が、義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程全体を通じて適切に確保されていること。

四 児童又は生徒の発達の段階並びに小学校教科等又は中学校教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。

五 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。

六 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件第一項第二号の改正規定及び義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件第一項第二号の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

○中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件 (平成二十七年文部科学省告示第五十四号)

- 1 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校における小中一貫教育（小学校における教育及び中学校における教育を一貫して施す教育をいう。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように取り扱うものとする。
 - 一 中学校連携型小学校において、学校教育法施行規則別表第二の二備考第三号の規定により各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「小学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該小学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。
 - 二 小学校連携型中学校において、学校教育法施行規則別表第二の三備考第三号の規定により各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「中学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該中学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。
- 2 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校における教育課程は、次に掲げる要件を満たして編成するものとする。
 - 一 九年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること。
 - 二 学校教育法施行規則第五十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項（次号において「内容事項」という。）が、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること。
 - 三 内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程全体を通じて適切に確保されていること。
 - 四 児童又は生徒の発達段階並びに小学校教科等又は中学校教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
 - 五 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件第一項第二号の改正規定及び義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件第一項第二号の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

○中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十年文部省告示第百五十四号）

一部改正 平成十一年文部省告示第五十九号
平成十六年文部科学省告示第六十号
平成十九年文部科学省告示第百四十六号
平成二十年文部科学省告示第三十一号
平成二十一年文部科学省告示第八十八号
（施行日：平成二十五年四月一日）
平成二十三年文部科学省告示第百五十七号

- 1 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育及び高等学校における教育を一貫して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。
 - 一 中等教育学校の前期課程又は併設型中学校において、学校教育法施行規則別表第四備考第三号の規定により各教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該各教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。
 - 二 中等教育学校の後期課程又は併設型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で中等教育学校又は併設型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。
 - 三 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における指導については、次のように取り扱うものとすること。
 - イ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校と中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること。
 - ロ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容に移行して指導することができること。
 - ハ 中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校において当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。
 - ニ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。
- 2 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育においては、六年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮するものとする。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

※ 下線部：平成二十五年四月一日から施行（平成二十一年文部科学省告示第八十八号による改正）

- 1 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育及び高等学校における教育を一貫して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。
 - 一 （略）
 - 二 中等教育学校の後期課程又は併設型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で中等教育学校又は併設型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

○連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十六年
文部科学省告示第六十一号）

一部改正 平成十九年文部科学省告示第百四十六号
平成二十年文部科学省告示第三十一号
平成二十一年文部科学省告示第八十八号
（施行日：平成二十五年四月一日）
平成二十三年文部科学省告示第百五十七号

- 1 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育と高等学校における教育との一貫性に配慮して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。
 - 一 連携型中学校において、学校教育法施行規則別表第四備考第三号の規定により各教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該各教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。
 - 二 連携型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で連携型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。
- 2 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育においては、六年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮するものとする。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

※ 下線部：平成二十五年四月一日から施行（平成二十一年文部科学省告示第八十八号による改正）

- 1 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育と高等学校における教育との一貫性に配慮して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。
 - 一 （略）
 - 二 連携型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で連携型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

特別の教育課程の編成を認める制度

＜学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 第1章第1の1＞（抜粋）

教育課程は、児童（生徒）の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、**教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである**。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、**法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である**。

**各学校が創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成するに当たり、
学習指導要領によらない特別の教育課程の編成が必要となる場合は、
以下のような特例の活用が考えられる**

（1）教育課程の基準の改善に資する研究を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条、第85条、第132条等）

- ・ 研究開発学校
- ・ スーパーサイエンスハイスクール（認定枠以外）
- ・ WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
- ・ 地域との協働による高等学校教育改革推進事業
- ・ マイスター・ハイスクール事業
- ・ 新時代に対応した高等学校教育改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム）

（2）学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2等）

- ・ 教育課程特例校
- ・ 授業時数特例校
- ・ スーパーサイエンスハイスクール（認定枠）

（3）学校段階間の接続を見通した計画的かつ継続的な教育を実施するための教育課程の特例

- ・ 義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第55号）
- ・ 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第54号）
- ・ 中等教育学校、併設型中学校、併設型高等学校の教育課程の特例（平成10年文部省告示第154号）
- ・ 連携型中学校、連携型高等学校の教育課程の特例（平成16年文部科学省告示第61号）

（4）特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例

- ・ 特別支援学級における特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第138条）
- ・ 障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第140条等）
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等）
- ・ 療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第86条等）
- ・ 不登校児童生徒等に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条、第86条等）
- ・ 学齢を超過した者に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行第56条の4、第132条の5等）

（5）その他

- ・ 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成27年文部科学省告示第127号）